

防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付要綱

平成18年3月8日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府人権擁護委員協議会（以下「協議会」という。）の活動に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付決定書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 協議会は、前項の規定による通知を受けたときは、補助金の申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求書を受理したときは、協議会に対し補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第6条 協議会は、年度終了後遅滞なく防府人権擁護委員協議会活動費補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 団体名

代表者

防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 予算書

第2号様式

防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付決定書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました防府人権擁護委員協議会活動費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

第3号様式

防府人権擁護委員協議会活動費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

団体名

代表者

防府人権擁護委員協議会活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書